

Q & A ～こんなとき、どうすればいいの？～

Q. 1	一般就労できるか不安ですが相談できますか？
A.	<p>主治医の意見を聞いたり、障害福祉サービス・デイケア利用など、日中の今後の活動を一緒に考えることができます。</p> <p>障害福祉サービスとして、就労移行支援（企業等に就職するための訓練、仕事探しの相談もできます）就労継続支援 A 型（一般企業での就労は難しいが、企業以外の場所で雇用契約を結び働きます）就労継続支援 B 型、自立訓練、地域作業所・地域活動支援センターなどのサービスがあります。</p>
Q. 2	就労援助センターに行くと、仕事を紹介してもらえるのでしょうか？
A.	<p>就職先のあっせんは、行っておりませんが、ハローワークの求人票の確認など、求職活動のサポートを行っております。</p>
Q. 3	就労援助センターに登録するにはどのようにしたらいいですか？
A.	<p>電話、メールにて初回面談の予約をして下さい。（1 時間程度の面談）</p> <p>登録に必要なものは、障害者手帳とハローワークカードです。事前にハローワーク専門援助部門に相談し登録も済ませてください。精神の方はハローワークの登録時に医師の意見書が必要になりますのでハローワークにお問い合わせください。就労援助センター、ハローワークでの登録料・利用料は無料です。</p> <p>※医師の意見書には料金がかかります。各医療機関にお問い合わせください。</p>
Q. 4	どのような支援をしてくれるのですか？
A.	<p>就労に関する相談を受け、具体的には職種や労働条件についての助言、応募企業の面接同行や実習等について企業と調整もいたします。</p> <p>就職してからも職場訪問をして、本人の悩みを聞き、企業との調整や助言をいたします。また仕事を続けるために日常生活等で悩みがある時は気軽にご相談ください。援助センターだけでは解決できないことは関係機関にお繋ぎいたします。</p>
Q. 5	精神障害ですがクローズで働いています。なかなか定着できず悩んでいます。今後、障害者枠を利用して働きたいと思っています。どんなメリットがありますか？また就労するために障害者手帳を取得した方が良いですか？
A.	<p>応募のときから障害をオープンにすることで、援助センター等の支援を受けやすくなり、企業と障害に応じた配慮（労働時間や仕事内容など）について相談できるようになります。</p> <p>企業は法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があり、その割合をカウントできるのは障害者手帳を取得されている方です。障害者枠での就労を希望している方には、できるだけ障害者手帳の取得をお願いしています。</p>